

狛江市市長優先車の使用に関する基準

平成30年5月29日
市長決裁

(目的)

第1条 この基準は、狛江市自動車管理規程（昭和41年規程第1号）に定めるもののほか市長優先車について適正な使用を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において公務とは、地方公共団体の長として、市長が地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の2第1項に規定する地方公共団体の役割を果たすために必要な用務をいう。

(公務と判断する基準)

第3条 市長が行う用務が公務に該当するか否かについては、当該用務の依頼者及び関係者の属性、当該用務の市政との関連性、内容等から当該用務を行うことが住民福祉の増進に資すると認められるか否かを基準とし、なお疑義のあるものについては、判例その他の事例を参考とするものとする。

(管理責任者)

第4条 市長優先車の管理責任者は、秘書広報室長とする。

(市長優先車を使用することができる場合)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長優先車を使用することができる。

(1) 市長の自宅と公務が行われる場所（以下「公務場所」という。）の間を移動するとき。

(2) 公務が連続する場合で、それぞれの公務場所の間を移動するとき。

2 航空機、特別急行列車等を利用して遠隔地に出張する場合は、当該出張で経由する空港、鉄道駅等を公務場所とみなして前項の規定を適用する。

(市長以外に市長優先車を使用できる者)

第6条 市長以外に市長優先車を使用できる者は、副市長、教育長及び狛江市組織規則（平成20年規則第3号）第3条に規定する部長職（相当職を含む。以下「市長以外の者」という。）とする。

2 市長以外の者が市長優先車を使用することができる要件は、前条を準用し、「市長」を「市長以外の者」と読み替えるものとする。

3 市長以外の者が市長優先車を使用する場合は、秘書広報室長に申請し、許可を得るものとする。

4 秘書広報室長は、前項の規定により使用を許可した場合でも、前条の規定により市長が使用することとなった場合は、許可を取り消すことができるものとする。

(運転者)

第7条 市長優先車の運転は、原則として秘書広報室長が指定した者が行うものとする。

(使用履歴の記録)

第8条 市長優先車を使用したときは、狛江市自動車管理規程第11条の運転日報に代えて場所その他の事項を市長優先車運転日報(別記様式)に記載しなければならない。

2 市長優先車運転日報は、5年間保存するものとする。

(委任)

第9条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この基準は、市長決裁の日から施行する。

2 市長優先車運行管理基準(平成17年8月4日市長決裁)は、廃止する。

車両番号	年	月	日	曜日	天候	係長	室長		
								/	
公務	行先	運転時間		運転者	同乗者	車両キロ数 (km)		走行距離 (km)	
		出発	:			運転前			
		到着	:			運転後			
		出発	:						
		到着	:			運転後			
		出発	:						
		到着	:			運転後			
		出発	:						
		到着	:			運転後			
		出発	:						
		到着	:			運転後			
		出発	:						
		到着	:			運転後			
		出発	:						
		到着	:			運転後			
		出発	:						
		到着	:			運転後			
		出発	:						
		到着	:			運転後			
		出発	:						
		到着	:			運転後			
		出発	:						
		到着	:			運転後			
		出発	:						
		到着	:			運転後			
		出発	:						
		到着	:			運転後			
日常点検									
ブレーキ・ペダル		外観確認 有・無 (キズ、ヘコミ、損傷、過度な汚れ等)			不良箇所・処置		前日走行指数	km	
パーキングブレーキレバー		有の場合：箇所、状況					本日走行指数	km	
エンジン							備考		
残燃料 (半分以上)		点検者					本日走行距離	km	
灯火装置									
タイヤ									